

第81回国民体育大会宮崎県準備委員会会則の改正

1 改正の理由

令和5年(2023年)第78回大会(佐賀大会)から、「国民体育大会」が「国民スポーツ大会」となるとともに、第26回全国障害者スポーツ大会の開催準備を一体的かつ効率的・効果的に推進するため。

2 改正の内容

改正前	改正後
(題名) <u>第81回国民体育大会宮崎県準備委員会</u> 会則	(題名) <u>第81回国民スポーツ大会・第26回全</u> <u>国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会</u> 会則
(名称) 第1条 本会は、 <u>第81回国民体育大会</u> <u>宮崎県準備委員会</u> (以下「準備委員会」 という。)と称する。	(名称) 第1条 本会は、 <u>第81回国民スポーツ</u> <u>大会・第26回全国障害者スポーツ大</u> <u>会宮崎県準備委員会</u> (以下「準備委員 <u>会」という。)と称する。</u>
(目的) 第2条 準備委員会は、 <u>第81回国民体</u> <u>育大会</u> (以下「大会」という。)を宮崎 県において開催するために必要な準備 を行うことを目的とする。	(目的) 第2条 準備委員会は、 <u>第81回国民ス</u> <u>ポーツ大会・第26回全国障害者ス</u> <u>ポーツ大会</u> (以下「大会」という。)を宮 崎県において開催するために必要な準備 を行うことを目的とする。
第3条、第4条(略)	第3条、第4条(略)
(役員) 第5条 準備委員会に次の役員を置く。 (1) 会 長 1名 (2) 副 会 長 7名以内 (3) 常任委員 60名以内 (4) 監 事 3名以内	(役員) 第5条 準備委員会に次の役員を置く。 (1) 会 長 1名 (2) 副 会 長 8名以内 (3) 常任委員 60名以内 (4) 監 事 3名以内
第6条～第21条(略)	第6条～第21条(略)

3 施行日

令和元年7月1日